

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 懲戒処分規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「当協会」という）が担うデフスポーツにおける卓球普及及び競技水準の向上という重要な役割に鑑み、当協会の法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びスポーツにおける暴力行為等の根絶を図り、もって当協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 当協会の理事及び監事（以下「役員等」という）
- (2) 当協会の事務局員（以下「職員」という）
- (3) 当協会に登録する強化指定選手（以下「選手」という）
- (4) 当協会に登録する強化スタッフ（以下「スタッフ」という）
- (5) その他、当協会主催の競技会、強化合宿等に参加する者

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく当協会の指示命令に従わなかったとき
- (2) 正当な理由なく当協会が主催する強化合宿等に参加しなかったとき
- (3) 当協会の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 当協会に対する背任行為により当協会に損害を与えたとき
- (5) 暴力行為、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントなどをはじめとする不法行為を行ったとき
- (6) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき
- (8) 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与したとき
- (9) 人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別や合理的配慮の不提供、人権の無視及び軽侮を行ったとき
- (10) 法令又は当協会の定める諸規程に違反したとき

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第4条 当協会は、前条の違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分
 - ア 口頭による注意（訓告・嚴重注意）
 - イ 文書による注意（けん責）
 - ウ 一定期間、一定割合の報酬の減額（減俸）
 - エ 一定期間の職務停止（停職）
 - オ 下位の役職へ移行させる（降格）
 - カ 理事会において、解任の決議をした場合（解任）
- (2) 職員に対する処分
 - ア 口頭による注意（訓告・嚴重注意）
 - イ 文書による注意（けん責）

- ウ 一定期間、一定割合の報酬の減額。ただし、労働基準法第91条を限度とする（減俸）
 - エ 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬または給与を支払わない（出勤停止）
 - オ 下位の役職へ移行させる（降格）
 - カ 諭旨により退職願いを提出させるが、これに応じないときは解雇する（諭旨退職）
 - キ 予告期間を設けることなく即時に免職する（懲戒解雇）
- (3) 遙手、スタッフに対する処分
- ア 口頭による注意（訓告・嚴重注意）
 - イ 文書による注意を行い戒める（けん責）
 - ウ 当協会主催の競技会、強化合宿等への参加や立ち入り禁止・制限する（参加・立入制限）
 - エ 当協会の登録者としての資格を停止する（登録資格の停止）
 - ・一定期間の登録資格停止
 - ・無期の登録資格停止
 - オ 当協会の登録者としての資格を永久に剥奪する（登録資格剥奪）
- (4) その他、当協会主催の競技会、強化合宿等の活動に参加する者
- ア 口頭による注意（嚴重注意）
 - イ 文書による注意を行い戒める（けん責）
 - ウ 当協会主催の競技会、強化合宿等に参加する資格を永久に剥奪する（参加資格の剥奪）

(処分の原則)

第5条 当協会は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の当協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、当協会は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて当協会以外の処分を受けることを妨げない。

(違反者の処分の解除)

第7条 無期の登録資格停止処分を受けたものは、処分開始日から3年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。

- (1) 処分を受けたものは、当協会の代表理事に対し処分解除申請書及び反省または嘆願の書面を提出する。
- (2) 代表理事は、倫理委員会に前号の書類一式を回付する。
- (3) 倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を代表理事に答申する。
- (4) 代表理事は、理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(通報相談窓口の設置)

第8条 当協会は、本規定第2条に規定するものによる違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を倫理委員会に設置する。

(通報相談窓口の利用者の範囲)

第9条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、本規程第2条に規定する者とその者との間に一定の利害関係を有する者とする。

(通報相談窓口の利用方法)

第10条 通報相談窓口の利用方法は、電子メール、Fax、書面、面会を原則とする。

(守秘義務)

第11条 通報相談窓口の担当者及びその事務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならない。

- 2 窓口利用者や被害者本人が通報相談事項について事実調査を希望する場合、事実調査及び処分審査に必要な範囲内で、本人の同意を得たうえで個人情報等を秘密として扱わないものとするが、窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮をする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 当協会は、通報相談窓口を利用したことを理由として窓口利用者に対し不利な取扱いを行わない。

(処分手続)

第13条 本規程第2条に規定するものが本規程に反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、事務局長は調査を行い、調査の結果を代表理事に報告を行う。事務局長が当事者となる場合は、代表理事が指名する理事が行う。

- 2 代表理事は、違反行為に対する当協会の処分が必要とされたときは、理事会の決議を経て、倫理委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行うことができる。
- 3 倫理委員会は、審査終了後2週間以内に、代表理事に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。
- 4 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
 - (1) 審査対象者の表示
 - (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の理由
 - (5) 処分手続の経過

(処分の決定)

第14条 代表理事は、前条3項の答申を受けたときは、これを速やかに、理事会に処分案を諮ることとする。

- 2 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。
- 3 代表理事は、前項の決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
 - (1) 審査対象者
 - (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続の経過
 - (5) 処分の理由
 - (6) 処分の年月日
- 4 処分の決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。但し、役員等に対する処分の決定はその限りでない。

(処分に対する不服申立)

第15条 当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本

スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる。

- 2 当協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 スポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決するものとする。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程の運営に関し必要な事項は、別に定める規程や細則による。
- 2 本規程は、平成28年5月23日より施行する。
- 3 この規程は、令和3年5月17日より改正施行する。
- 4 この規程は、令和3年9月26日より改正施行する。